

踏切道の拡幅について、踏切道の車道拡幅工事を継続して実施するための支援

【担当省庁】国土交通省

市町村における取組

（現状・課題）

【現状】

本市における一部の踏切の中には、十分な幅員がなく危険な箇所があり、奈良県広域消防組合からも消防隊や救急隊等の活動現場までの最短経路を確保し、住民の生命、身体及び財産を守る観点で、緊急車両の通行に支障のある複数の踏切道を改善するよう要望を受けている。

【課題】

前述の事項について鉄道事業者に対し、踏切道の拡幅について協力していただきたい旨を協議したところ、「踏切の拡幅に係る指針について」（平成13年10月1日付け国都街第66号、国道政第32号、国鉄施第92号）の基本方針において、踏切道は、踏切事故の防止及び道路交通の円滑化のため、立体交差化、統廃合等によりその除却に努めるべきとされており、既存の踏切道の除却等を伴わない踏切道の拡幅工事については対応が困難との見解が示された。

また、道路管理者が行う踏切道の拡幅工事に対する現状の国からの補助金では、本市の財政的負担が大きい。



国にお願いすること

本市では、緊急性を伴う危険な踏切道の拡幅工事について、早急な対応が必要であることから、以下のとおりお願いする。

- 1 本市として、住民に危険が生じるおそれのある車道を放置することはできないため、危険な踏切道の拡幅工事の促進に積極的に協力するよう、国から鉄道事業者に対して指導を行うこと。
- 2 市町村の財政的負担を緩和するため、踏切道整備を継続するために補助金の措置率を上げるなどの財政的支援を講ずること。

【担当部署】 香芝市土木建設課